広島県公安委員会公告第200号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の２第４項第１号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第２条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年11月２日

広島県公安委員会
委員長　西　　野　　泰　　代

１　審査の種類

技能検定員審査（準中型）

２　審査の期日

令和８年12月８日

３　審査の場所

広島市佐伯区石内南三丁目１番１号
広島県運転免許センター

４　審査の対象者

法第99条の２第４項第２号の規定に係る者

５　審査の方法

規則第４条に規定する方法により実施

６　審査の申請手続等

⑴　申請に必要な書類

ア　技能検定員審査申請書　１通
イ　審査手数料計算表　１通
ウ　自動車運転免許証の写し　１通
エ　技能検定員資格者証の写し　１通

⑵　申請書等の提出先

広島県警察本部交通部運転免許課

⑶　申請書等の提出期限

令和８年11月30日